

## 告 示

### 埼玉県告示第四百七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年三月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人 日中文化芸術交流協会
- 三 代表者の氏名  
于 駿治（通称 宇 俊之）
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川口市並木三丁目二十八番十六号サンブライト西川口百二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、水墨書画等の美術活動を中心にして、日本と中国の芸術家及び愛好者の文化、芸術、教育、交流を促進し、両国の友好発展に寄与することを目的とする。